

# 通信販売は「クーリング・オフ」できません！ 商品注文前に返品可否や条件を確認しましょう

## 〈相談事例1〉

通信販売で商品を購入した。定期購入だとは気づかず、2回目の商品を返送してクーリング・オフしたい。  
(70歳代 女性)

## 〈相談事例2〉

カタログ通販で、暖房機器を購入。まったく温かくならないのでクーリング・オフしたい。  
(70歳代 女性)

## 〈アドバイス〉

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- 少しでも不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999  
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500  
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610  
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782  
※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

**消費者ホットライン☎188(いやや)**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



みもりん